

山梨県公報

第二千五百二十四号

月曜日

平成二十七年
七月六日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定……………四八三

○道路の区域変更(二件)……………四八三

○一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が……………四八四

○安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………四八四

監査委員

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四八四

○平成二十七年度行政書士試験の実施……………四八四

○公共測量の実施(三件)……………四八八

○監査の結果に基づく措置状況……………四八八

○平成二十七年六月二十二日付第一千五百二十号中……………四九六

告示

山梨県告示第二百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西八代郡市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

山梨県告示第二百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

区		間	
新	旧	の別	旧新
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
北杜市須玉町江草字上中田一〇二七六番地 先から まで	一一・四〇 二七・〇	一一・四〇 一七八・七	延長
北杜市須玉町江草字高畑一〇二九〇番地先	一六・二九 三三・七	一七八・七	

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百三十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後藤 斎

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）において、この告示の日から平成二十七年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 金山大月線
三 道路の区域

区間	旧新の別	
	新	旧
大月市賑岡町浅利字サスピラ一〇七一番の三地先から	六・〇九・九	六・〇九・七
大月市賑岡町浅利字サスピラ一〇七〇番の八地先まで	八・五	八・五

山梨県告示第二百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という）以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同法第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 認定番号
二 公告認定対象区域
三 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月二十四日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人八峰会
2 代表者の氏名 古屋 克巳
3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町塚川百七十五番地二
4 定款に記載された目的

この法人は、北杜市内に在住する精神障害者及び精神障害者をかかえる家族、保護者、並びに一般社会の人々に対して、就労支援事業に関する事業、同じ悩みを持つ人との連携と組織活動の充実強化、精神保健思想の普及と啓発、情報発信活動などを実施し、精神障害者の社会参加を促進、社会復帰対策の充実と自立した生活ができるような社会環境づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年六月二十九日から同年八月二十八日まで

● 平成二十七年度行政書士試験の実施

一般財團法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があつた。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後 藤 斎

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財團法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年七月六日

一般財團法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成27年11月8日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学

3 試験の科目及び方法

（1）試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会 情報通信・個人情報保護 文章理解

（2）試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

（1）郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する専用の封筒により簡易書留郵便で郵送してください（宛先は印刷されています。）。平成27年9月4日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式

配布場所については、才を御覧ください。

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

（ア）郵送配布

ア 配布期間 平成27年8月3日（月）から同月28日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、

封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次の宛先まで郵便で請求してください（平成27年8月28日必着のこと。）。

b 名称等 一般財団法人行政書士試験研究センター
宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間 平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで
b 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部私学文書課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30~ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鰍沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	8:30~ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00~ 17:00	

（注）備考欄に注意書がある場所を除き、土曜日及び日曜日は配布しません。

（2）インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

（ア）顔写真の画像データ（高さ4:幅3の割合のもの）を用意してください。

（イ）一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

（ア）受験手数料（7,000円）は、出願画面の指示に従って、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

（イ）利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エキスプレス及びDiner's

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成27年8月3日（月）午前9時から同年9月1日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成27年9月1日（火）午後5時で終了します。同時刻までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（平成27年9月1日（火））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへ御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成28年1月27日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) にも合格者の受験番号を登載（時間は、合格発表日の午前中）します。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後藤斎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南巨摩郡早川町及び南巨摩郡身延町
- 三 測量の期間 平成二十七年六月五日から平成二十七年十二月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後藤斎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南アルプス市及び南巨摩郡早川町の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年六月二十四日から平成二十七年十二月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月六日

山梨県知事 後藤斎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 北杜市及び韮崎市
- 三 測量の期間 平成二十七年六月六日から平成二十七年十二月二十一日まで

監査委員

山梨県監査委員告示第五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十二項の規定により、監

査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年七月六日

山梨県監査委員

小野

同同同

高木白

中壁

込

孝

晴賢

浩

雄一元浩

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成27年2月25日発行（山梨県
公報号外第九号）山梨県監査委員告示第一号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月18日、10月15日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
1 平成25年度末に取得し、平成26年度に南アルプス市に寄附した、金無川工業団地污水排水管埋設施用地の取得費1,981,199円について、平成25年度時点では、流動資産の土地として資産計上すべきであるが、販売管理費として経費処理されていた。	2 長期の未収金（破産債権）が次のとおり認められた。（決算日現在） 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円
（意見） ・ 公社は、平成22年度に策定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等に取り組むとともに、平成26年度以降はプロパティ職員を置かないこととして、地方三公社を一元化した地城整備公社で残務処理を行っている。 ・ 大塚地区拠点工業団地の土地に大量の転石や廃棄物が積入していたことが判明し、この問題に対応するため、公社は、転石や廃棄物の撤去・除去等に要した約6.5億円の新たな債務と、隣接未分譲地の売却断念によりこの造成等に伴う金融機関からの借入金4.6億円の合計約11.1億円の債務を負うこととなった。県は、公社がこの債務を自力で返済すること是不可能であるとして、平成25年3月、改革	1 当該土地は、平成26年3月31日に取得したものであるが、平成26年7月7日に南アルプス市への所有権移転登記が完了していることから、平成25年度の決算修正はできないが、今後は、資産の取扱いについては十分注意し、適正な会計処理を徹底する。 2 債務者が既に破産しているが、土地に抵当権を設定していることから、今後は現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、未収金については、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討及び実行し、回収に努める。

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年8月28日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
長田ふるさと財団助成金について、助成金の請求のための実績報告書が助成事業者から1月に提出されたにもかかわらず、助成金の交付が5月まで遅延しているものがあった。	実績報告書は1月に提出されたが、内容審査に時間を要したため、額の確定及び助成金の交付が5月になってしまった。 今後は、実績報告書の審査を円滑に進め、速やかに助成金の交付を行う。
監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月4日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
1 平成24年度中に発生した基本財産普通預金の利息について、平成24年度中に流動資産に計上されるべきところ、固定資産に計上されていた。	1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上する」ととする。
監査対象団体	普通預金1,880,000円は、平成26年度末現在の貸借対照表から、特定資産に表示を替える。また、基本財産である有価証券（預金額：償却原価法による評価額で表示）と
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月4日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
1 平成24年度中に発生した基本財産普通預金の利息について、平成24年度中に流動資産に計上されるべきところ、固定資産に計上されていた。	1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上する」ととする。
監査対象団体	普通預金1,880,000円は、平成26年度末現在の貸借対照表から、特定資産に表示を替える。また、基本財産である有価証券（預
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月4日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上する」ととする。	1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上する」ととする。
監査対象団体	普通預金1,880,000円は、平成26年度末現在の貸借対照表から、特定資産に表示を替える。また、基本財産である有価証券（預
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成26年9月4日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上する」ととする。	1 年度中に発生した基本財産普通預金の利息は、当該年度中に流動資産に計上する」ととする。

プランを改定し、従来の方針を継続するなかで、新たな支援を追加したところである。

公社は、改定後の改革プランに基づき、県から支援を受けて債務処理を着実に行うことはもとより、可能な限り債務の縮減を図る必要がある。公社が保有し、未売却となっている八田御動使南地区工業団地、山梨ビジネスパークの2区画については、改革プランにおいて平成27年度末の完売を目指しているところであり、県や市町村との連携を図るなかで積極的な販売努力を行い、早期売却を図らたい。

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の未分譲地については、大規模太陽光発電施設を誘致し、活用されることとなつたが、この賃料收入の維持的な確保に努め、債務の縮減を図られたい。また、破産債権や転石等が混入していた土地に係る損害賠償請求訴訟への適切な対応により、さらなる債務の縮減に努められたい。

ら、できる限りの対応を行っていく。

合計3億円、償却原価法による評価を適用)、
合計301,082,000円と表示され、定款で定める
基本財産の内容と相違していた。

5条関係の財産種別の欄中「有価証券」を
「有価証券等」に改正する。

別表：基本財産（第5条関係）

財産 種別 有価 証券 等	内 容
	300,000,000円

3 財務諸表に対する注記(重要な会計方針)について、消費税等の会計処理の注記が記載されていなかった。

3 財務諸表に対する注記について、消費税等の会計処理の注記を記載することとする。(平成27年5月29日議員会議決済み)

(指摘事項)

就農支援資金貸倒損失引当金が特定資産の控除項目として計上されていた。この引当金は、前回監査で引当根拠が述べるものとして指導的理屈で、平成26年6月に開催予定の議員会の承認を得て、平成26年度決算で経常外収益として計上し、県からの就農支援資金を特定資産の控除項目として計上したものである。

就農支援資金の貸倒引当金は山梨県農業振興公社就農支援資金貸倒引当金規程及び同貸倒引当基準に基づく必要額が、その他固定資産の控除項目として別に計上されていることから、就農支援資金貸倒損失引当金は上記規程及び基準に基づかない引当金として過大計上されていた。

この過大計上により、結果として、資産及び利益が2,022,050円圧縮されていた。

(指導事項)

1 公社内で調査したところ、支出負担行為の内容の欄中「300,000,000円」を「額面300,000,000円」に改正する。あわせて、有価証券は、買戻時に一時的に現金預金で保有していたが、変更契約の締結及び変更契約の費用に係る支出負担行為同の作成がされていなかった。

2 長期未収金が次のとおり認められた。

(決算日現在)
就農支援資金貸付金の償還金（5名）
5,461,000円

3 退職給付引当金が平成25年度末において1,072,003円過大に計上されていた。

4 貸借対照表等の内容を補足する重要な事項を表示する附属明細書において、引当金の明細を表示しなければならないとされているが、貸倒引当金及び就農支援資金貸倒損失引当金の明細の記載がなかった。

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告において、特定収入割合が5%を超えているため特定収入に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象にはならないが、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を含めたまま仕入控除税額が計算されているため、過少申告となっていた。

6 流動資産に計上されている有価証券2,022,050円については、平成27年5月開催議員会の承認を得て、平成26年度決算で経常外収益として計上し、県からの就農支援資金を特定資産の控除項目として計上したものである。

この就農支援資金貸倒損失引当金は山梨県農業振興公社就農支援資金貸倒引当金規程及び同貸倒引当基準に基づく必要額が、その他固定資産の控除項目として別に計上されていることから、就農支援資金貸倒損失引当金は上記規程及び基準に基づかない引当金として過大計上されていた。

この過大計上により、結果として、資産及び利益が2,022,050円圧縮されていた。

(指導事項)

1 同理不十分により関係書類が保存されていなかった。今後は、このようなことが無いよう適切な書類の整理・保存を徹底する。

2 現在も早期の回収に努めており年々減少しているが、早期の回収に努める。

3 平成26年度決算で修正する。今後このようないくつかの条例改正状況の把握に努める。

4 決算書類の作成に当たっては、より入念なチェックを行い、今後、附属明細書等への記入もがなないようにする。

5 平成26年10月31日に修正申告を行った。消費税及び地方消費税の確定申告については、入念なチェックを行い、適切な申告を行いう。

6 運転資金としていた有価証券について、これまで取崩が無かつたため、満期保有目的の債権と同じ評価をしていたが、保有目的が異なるので平成26年度から時価評価する。

7 会計規程第4条に「公社の会計は、定款の定めどおり区分する。」と定められているが、定款に会計区分に関する条項がなく、定款と規程の相互の整合性がとれていなかった。

8 全国農地保有合理化協会に対する平成25年度粗い手支援資金借入金限度額について、理事會の承認を受けた金額を超えた損失補償額で損失補償契約を締結し、契約締結後に変更承認

を受けていた。

9 会計規程第38条に「契約の事務手続きは山梨県財務規則に準じて行う。」と定められているが、農地継承円滑化事業に係る小淵沢地区整備工事の工事請書に、契約保証金免除の条項が記載されていなかった。

(意見)
公社の経営については、平成27年2月に、山梨県農業振興公社改革プランが改定され、平成30年度まで計画期間とする経営計画が示された。

公社は、これまで基金の運用方法の見直しや、国や県等の行う様々な事業を取り込むことで収支改善に努め、職員体制の見直し、人件費の削減などの合理化を行い、経営健全化に向けた改善を図ってきた。さらに、平成25年7月には公益財團法人に移行し、平成26年3月に農地中間管理事業法に基づく農地中間管理機構として指定を受けている。

農地中間管理事業の開始とともに廃止となる農地保有合理化事業における長期保有農地の処分については、平成22年度末で全て完了し、現在は売却差損に係る借入金の返済を行っているところであるが、この負債の返済は、収益事業の利益を充てる必要があるため、経営の合理化を総合的に推進するとともに、土地改良事業の設計・積算業務などの積極的な受託により収益事業の収益を確保する必要がある。

平成26年度からは、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を図る中核的な事業体

ばかりと考えてしまった。今後は、損益補償契約について、借入限度額内で行うこととする。

9 現在この事業は廃止されているが、類似の契約を行う場合には契約保証金免除の条項を記載する。

今後は適正な会計処理のもと、一層の経営合理化を進めるとともに、収支の改善を図り債務残高の縮減に努められたい。

公社の扱う役割は、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進等による農用地利用の効率化及び高度化等を加速化するため、農用地の中間的受け皿として一層重要な役目となっている。

このため、収益事業である土地改良等受託事業は借入金返済の財源となることから、今後とも、県、市町村、農業団体からの農用地等の開発・改良のための事業を積極的に受託していく。

このため、収益事業である土地改良等受

託事業は借入金返済の財源となることから、今後とも、県、市町村、農業団体から

の農用地等の開発・改良のための事業を積極的に受託していく。

また、平成26年4月から始まった農地中間管理事業については、平成26年3月に策定された県基本方針に沿って、県、市町村、市町村農業委員会、J.A、農地利用集積円滑化団体、土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体との連携を密にすり、各市町村が作成する「人・農地プラン」を基に、事業を実施することで効率的かつ効果的に相手等への農地集積を進めていく。

さらに、就農支援資金の未収金について

は、主たる債務者や連帯保証人からの返済を引き続き求めいくとともに、返済額の増額を求めるこにより延滞債権の早期回収に努めていく。

なお、就農支援資金については、県と対

応を検討していく。

今後、本農業の相手となる農業者等に農地を集積する農地中間管理事業の役割は益々重要となっていくものと想定される

なかで、公社の限られた人員で最大限の事

業を行るために、これまで蓄積してきたノウハウを活かすとともに、職員の意識を高

め、農地集積及び粗い手の育成のための事務としてはこれまで貸し付けてきた貸付金の回収・償還業務を行い、延滞債務者からの早期の債権回収を図る必要がある。

県への償還期限（平成30年度）と、就農者が一時的に立て替える必要があることから、処理方法について検討する必要がある。

努める。

4 平成26年3月28日に納品された雁坂トンネル周辺ガイドマップの配布枚数及び郵便切手の期末残高が、資産計上されていなかった。

1 平成25年度全国地方道路公社連絡協議会東北・関東ブロック研修会に係る2名分の負担金及び懇談会会費が、負担金ではなく、旅費として支給されていた。

2 雁坂トンネル周辺ガイドマップについての期末残高が、資産計上されていなかった。

1 今後は、研修会に際する旅費請求時のチケットリストを作成し、支出科目の確認強化を図り適切な処理を行う。

2 雁坂トンネル周辺ガイドマップについての期末残高が、資産計上されていなかった。

1 今後は、研修会に際する旅費請求時のチケットリストを作成し、支出科目の確認強化を図り適切な処理を行う。

2 雁坂トンネル周辺ガイドマップについての期末残高が、資産計上されていなかった。

1 今後は、研修会に際する旅費請求時のチケットリストを作成し、支出科目の確認強化を図り適切な処理を行う。

3 雁坂トンネル有料道路について想定される修繕見込額270,000,000円について、70,614,000円しか計上していないため、199,386,000円の引当金が不足していた。

3 現在、設備更新を実施中のため、それを踏まえ、修繕見込額について今後検討していく考えであり、不足する場合には引当を行うこととする。

4 除却した車両の廃車・解体費用11,680円について、固定資産除却費として費用計上すべきところを、別途購入したパトロール車の取得価格に含めていた。

4 平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において、パトロール車の廃車・解体費用を既に修正を行い、適正な取扱額を計上した。

5 購入したパトロール車に係るリサイクル預

5 平成27年5月28日に理事会で承認された

託金について、売却又は賃却されるまで資産計上すべきところを、車両の取得価格に含めて減価償却の対象としていた。なお、他の車両に係るリサイクル預託金についても、平成25年度末の貸借対照表において資産計上されていなかった。

6 小井川駐車場の賃借責任保険料の仕訳科目について、小井川駐車場管理費とすべきところを、田富高架下駐車場管理費の役務費としていた。

(意見) 公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成23年12月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。また、建設時の借入金の償還が平成28年度まで続くことから発生する資金不足を補う必要があり、平成24年3月に経営計画を一部変更し、県の長期無利子貸し付けを受け、経営改善に努めているところである。

今後とも、適切な道路管理を行うとともに、経営計画の着実な実行を図られたい。

6 今後は、支出負担行為伺い及び支出命令時のチェックリストを作成し、チェック体制の強化を図り事業ごとの適切な仕訳を行つ。

経営計画に沿つて、引き続き利用促進対策に積極的に取り組むとともに、維持管理費の更なる削減に努めていく。

平成25年度中に完了していない空き家修繕工事について、年度末に検査確認が完了したとして県に実績報告書を提出し、平成25年度の県営住宅等の管理業務の受託額に含めて精算をしていた。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	平成26年8月27日、10月22日
(指導事項)	
1 2月の大雪の際の各浄化センターの除雪業務と甲斐市のマンホールからの污水漏れ修理業務について、支出負担行為の決裁を受けて実務を執行していった。その後、支出負担行為を作成し、契約書を事後で締結し、支払を行っていた。	1 除雪業務他について、今後は包括的民間委託に含め、個別の支出負担行為及び契約書を必要とせず、業務の執行ができるよう改善する。
2 財務諸表に対する注記(固定資産の減価償却の方法)について、リース資産の減価償却の方法の注記が記載されていなかった。	2 リース資産の減価償却の方法について、財務規程に定めるとともに、平成26年度決算より記載する。
3 未収金に対する貸倒引当金の計上基準について、法人の定めがなかった。	3 貸倒引当金の計上基準について、財務規程に定める。
4 消費税の会計処理は税込方式によっているのが、前回の監査において税抜き処理されているものがあったが、今回も同様に、報償金支出につ	4 報償費について、平成27年度より税込処理する。

いて税抜き処理しているものがあつた。

5 修繕請負契約において、契約保証金額の欄に「保証金額」の記載が漏れていた。また、保証金に代えて保証会社の保証書を契約保証の担保として微少していたが、公社財務規程には保証会社の保証書をもって契約保証金の納付に代える旨が記載された条項が認められなかつた。

5 契約書の契約保証金額の欄に、「保証金額」又は「免除」を必ず記載するとともに、保証会社等の保証書をもって契約保証金の納付に代える旨を財務規程に定める。

1 年度末に完了していない空き家修繕工事について、年度末に検査確認が完了したとして県に実績報告書を提出し、平成26年度の県営住宅等の管理業務の受託額に含めて精算をしていた。

2 年度末における工事の完了状況の確認を徹底するとともに、委託料の実績報告に際しては、計上に誤りがないよう、内容審査を複数の職員により確実に行うことをとし、職員に周知徹底を図った。また、実績報告を作成する際に、内容が適正であるか一覧で確認できるよう、チェックリストを作成する。

1 開発公社に支払うべき金額が443,308円含まれており、年度末で未精算であった。また、賞与引当金の貸借対照表計上額が131,518円過大に計上されていた。

2 山宮賃貸住宅について事業活動の損失が7,737,751円発生しているが、地方住宅供給公社減損会計処理基準に定める減損処理がされていなかつた。

3 山宮賃貸住宅の建物について、借地契約の残存年数で償却しており、平成34年5月14日借地契約が終了するが、残存価格を1円とすべきところ10%としたため、平成34年度末に未償却残高が22,703,35円残存している。償却不額は1年間で2,134,500円発生している。

3 平成27年5月28日に理事会で承認された平成26年度決算において、減損会計処理基準を適用し残存価格を1円として185,181,819円の減損損失を計上し、反映させた。

4 管理人手当について、所得税の源泉徴収をしていなかった。

5 退職給付引当金が平成25年度末において、1,484,036円過大に計上されていた。

4 甲府税務署の指導を受け、管理人手当について源泉徴収を行い納付している。今後は、源泉徴収漏れのないよう報酬及び給与の支給の際には厳重な確認を行う。

5 退職給付引当金が平成25年度末において、1,484,036円過大に計上されていた。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

(意 見)

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

今は不手際がないよう十分に注意する。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	公益財団法人 山梨県緑化推進機構 森林環境部 平成26年9月9日	監査の結果 (指導事項) 講じた措置(又は今後の方針等)
-------------------------	--	------------------------------------

1 所得税の源泉徴収については、10人未満の一部の講師への謝金について、源泉徴収していなかった。

1 所得税の源泉徴収については、10人未満の一部の講師への謝金について、源泉徴収していなかった。

1 所得税の源泉徴収については、10人未満の一部の講師への謝金について、源泉徴収していなかった。

2 公益財団法人山梨県緑化推進機構給与規程第7条において、「職員に支給する給与は、この規程に定めるもののほか、支給条件、支給額、支給方法等について、山梨県一般職の職員の例によるものとする。」と規定されているが、代表理事、事務職員の扶養手当、通勤手当について認定行為がなされないまま支給されていました。

2 公益財団法人山梨県緑化推進機構給与規程第7条において、「職員に支給する給与は、この規程に定めるもののほか、支給条件、支給額、支給方法等について、山梨県一般職の職員の例によるものとする。」と規定されているが、代表理事、事務職員の扶養手当、通勤手当について認定行為がなされないまま支給されていました。

3 債券切手及び收入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。また、枚数の管理は行っていたが、金額の管理がされていなかった。

3 債券切手及び收入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。また、枚数の管理は行っていたが、金額の管理がされていなかった。

4 財務諸表に対する注記において、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳に「償却原価法適用に伴う基本財産の利息振替額が記載されていなかった。

4 財務諸表に対する注記において、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳に「償却原価法適用に伴う基本財産の利息振替額が記載されていなかった。

4 財務諸表に対する注記において、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳に「償却原価法適用に伴う基本財産の利息振替額が記載されていなかった。

4 財務諸表に対する注記において、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳に「償却原価法適用に伴う基本財産の利息振替額が記載されていなかった。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

(指導事項)
一部の講師への謝金について、所得税を源泉徴収していなかった。

5 退職給付引当金が平成25年度末において、1,484,036円過大に計上されていた。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

今は不手際がないよう十分に注意する。

1 所得税の源泉徴収については、10人未満の一部の講師への謝金について、源泉徴収していなかった。

1 所得税の源泉徴収については、10人未満の一部の講師への謝金について、源泉徴収していなかった。

1 所得税の源泉徴収については、10人未満の一部の講師への謝金について、源泉徴収していなかった。

2 県の指導を受け、速やかに諸手当の認定行為を行うこととした。

2 県の指導を受け、速やかに諸手当の認定行為を行うこととした。

2 県の指導を受け、速やかに諸手当の認定行為を行うこととした。

3 保有資産の金額及び数量の管理について行い、管理フイル等を活用し、一括管理するとともに、貸借対照表に資産として計上する。

3 保有資産の金額及び数量の管理について行い、管理フイル等を活用し、一括管理するとともに、貸借対照表に資産として計上する。

3 保有資産の金額及び数量の管理について行い、管理フイル等を活用し、一括管理するとともに、貸借対照表に資産として計上する。

4 公認会計士の指導を受け、該当項目の記載が必要な際は、適正に対応することとした。

4 公認会計士の指導を受け、該当項目の記載が必要な際は、適正に対応することとした。

4 公認会計士の指導を受け、該当項目の記載が必要な際は、適正に対応することとした。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

5 退職手当の額は、山梨県住宅供給公社職員退職手当規程により、山梨県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとなっているが、平成25年度決算における退職給付引当金を県の給与改定前の給料表により積算したため、過大計上となってしまった。今後は、県の関係条例の改正に注意を払い、適正な支給率により引当金を計上する。

して債券発行体があり、平成 25 年 12 月 31 日現在の時価では多額の評価損が発生している。さらに、一部の債券発行体の格付けは購入時から著しく低下し、同機構の資産運用規程で定めた格付けの基準を下回る時期もあった。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「同運用指針」においては、「基本財産の管理運用は、安全、確実な方針、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行う必要が有り、外貨建債券等の価値の変動が著しい財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。」こととされておりのことから、公益目的事業の継続的・安定的な遂行のため資産運用規程の見直しを検討するとともに、慎重な運用に留意されたい。

めているが、今後も安定した運用益が得られるよう、資産運用規定の見直しを行い、適切な資産運用に努める。

さらに、一部の債券発行体の格付けは購入時から著しく低下し、同機構の資産運用規程で定めた格付けの基準を下回る時期もあった。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「同運用指針」においては、「基本財産の管理運用は、安全、確実な方針、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行う必要が有り、外貨建債券等の価値の変動が著しい財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。」こととされておりのことから、公益目的事業の継続的・安定的な遂行のため資産運用規程の見直しを検討するとともに、慎重な運用に留意されたい。

監査対象団体	株式会社 清里の森管理公社
所管部局	森林環境部
監査実施日	平成26年9月10日、10月9日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	
1 平成 24 年度以前の未収入金が次のとおり認められた。 (平成 25 年度決算日現在)	1 左記に対する平成 27 年 3 月 31 日現在の残高については下記のとおりである。 共益費 4,421,981 円 受託業務料 19,950 円 汚水処理場使用料 130,332 円 合計 4,572,263 円
2 決算報告書の個別注記表において、引当金の計上基準として貸倒引当金について、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸倒の可能性が高い長期未収入金(破産債権等)で事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に返済を受けることができないことが明らかなるもの)の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率(未収入金の 6/1000)によつて計上しており、債権の内容を検討した計上が	5 財務規程により、公社の会計及び財務に関する会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明瞭にするとされ、同規程により流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成 24 年度の確定消費税について未払計上されていなかった。
3 平成 26 年 2 月の大雪時の対応(除雪作業等)にあつた職員に、実績に応じて時間外勤務手当を支給すべきところ、当公社に規程の走がいた。	4 販売用資産について、棚卸しは年 2 回実施されていてが、商品の受払が確実に管理できる書類が作成されていなかった。また貸与用資産についても、平成 24 年 4 月 1 日現在の管理台帳は作成されていたが、その後の数量管理が行われていなかつた。
4 販売用資産については年 2 回実施され、商品の受払が確実に管理できる書類が作成されていなかった。また貸与用資産についても、平成 24 年 4 月 1 日現在の管理台帳は作成されていたが、その後の数量管理が行われていなかつた。	5 消費税の会計処理には税抜方式と税込方式があり、当社では税込経理方式を適用している。このため、未払消費税は存在しないことから、貸借対照表に消費税の未払計上がないものである。 なお、税法上は税抜経理方式も選択できるため、財務規程の貸借対照表様式に未払消費税の表記があつたが、当社経理方式を明確にするため、平成 27 年度中に様式の修正を行う。

監査対象団体	公益社団法人 山梨県畜産協会
所管部局	農政部
監査実施日	平成26年9月16日、10月20日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	
1 住居手当の額の改定について、住居手当の額の算定の基礎となる契約書及び認定書類が存在しなかつた。	1 該当する職員から家賃改定時の住居手当額と確認書類として住宅賃貸借契約書が提出され、認定書類の整備は完了した。
2 会計規程第26条に「毎月10日までに前月分の現金、預金の合計残高試算表を作成し、検算を行はずければならない。」と定められており、提出が遅延していた。	2 これまで財務担当者2名で行っていた実施事業の事務処理や財務会計等の業務の一部を、契約職員にも割り振った。その結果、財務会計処理を優先的に実施する体制が整い、現在は遅延することなく合計残高試算表を作成している。

監査対象団体	学校法人 看護学園	残金 21,445 円は 5 月 11 日に入金された。また、1,757 円の 1 名については、平成 25 年 4 月 18 日に死亡した旨、所轄の東京都足立区より連絡があり、その後の徴収が不可能なため、平成 27 年度第 1 回理事会（5 月 27 日実施）において、平成 27 年度補正予算で徴収不能額（欠損金）として処理した。
所管部局	福祉保健部	
監査実施日	平成26年10月15日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項)	固定資産（備品）の取得については、経理規程及び経理規程施行細則で契約方法等を規定しているが、補助対象経費となる固定資産（備品）の取得において、同規程等で定められた見積合わせて取扱い、契約書も作成されていなものがあった。	固定資産（備品）の取得については、経理規程及び経理規程施行細則で契約方法等を規定しているが、補助対象経費となる固定資産（備品）の取得において、同規程等で定められた見積合わせて取扱い、契約書も作成されているものがあった。
監査対象団体	甲府商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	平成26年10月9日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項)	記帳指専員への謝金について、所得税を源泉徴収していなかった。	税務当局に状況を説明し、指導を受けた結果、平成 27 年 1 月の支払い分から源泉徴収を行っている。
監査対象団体	都留市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	平成26年10月9日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項)	住居手当の認定について、住居手当の額を決定するための更新契約書が添付されていないものがあった。	平成 26 年 10 月の指導後、直ちに更新契約書を添付した。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者看護協会	3 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上するとして計上されていなかった。また、あけぼの医療福祉センター成人寮については郵便切手の使用枚数の管理は行っていたが、残高（枚数及び金額）の管理がされていなかった。
所管部局	福祉保健部	
監査実施日	平成26年10月7日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項)	長期未収入金が次のとおり認められた。 (決算日現在) (1) あけぼの医療福祉センター成人寮施設支援サービス利用料金 (1名) 347,280円 用料金 (2名) 33,202円	4 平成 26 年 4 月 1 日に購入したフラットファイル等事務消耗品費 12,256 円については、平成 26 年度の費用とすべきところ、平成 25 年度の費用としていた。また、平成 25 年 3 月 25 日に購入した消耗品に係る平成 24 年度に行るべき費用処理を、購入年度（平成 24 年度）に行っておらず、平成 25 年度の費用として処理していた。
監査対象団体	山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮	5 山梨県の貸与備品について、基本協定書別紙「山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮管理運営業務仕様書」第3-1(3)（備品の保管修理業務）に定める備品台帳の整備がされていなかった。
所管部局	福祉保健部	
監査実施日	平成26年10月7日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項)	1 未納者には再三の督促を行ったが、(1) あけぼの医療福祉センター成人寮の 1 名については、退所後 5 年以上が経過し未納者の所在が不明になっているた め、平成 27 年度第 1 回理事会（5 月 27 日実施）において、平成 27 年度補正予算で徴収不能額（欠損金）として処理した。	6 平成 26 年度の業務計画書について、基本協定書第 18 条第 1 項の規定に基づき平成 26 年 2 月末日までに山梨県に提出しなければならないところ、提出が遅延していた。
監査対象団体	山梨県職業能力開発協会	6 基本協定書第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度業務計画書は 2 月末日までに提出した。
所管部局	産業労働部	
監査実施日	平成26年10月6日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項)	清掃業務請負契約書外 3 件の契約書に、契約解除のための暴力団排除条項を設けない契約について、変更契約又は覚書を結んだ。また、清掃業務請負契約書外 1 件の	契約解除のための暴力団排除条項を設けない契約について、変更契約又は覚書の結びにより契約解除のための暴力団排除

契約書に、印紙が貼付されていなかった。

条項を追加した。
印紙が貼付されていなかつた契約書には、監査終了後、印紙の貼付、割印をした。
今後は契約内容、印紙貼付に不備がないよう契約締結時に担当者と事務局長の2名により最終確認を必ず行う。

正 詛

○ 平成二十七年六月二十二日（第一千五百二十号）山梨県公告（特定非営利活動法人の設立の認証申請）

四四四 上八 山梨県富士吉田市上吉田

山梨県富士吉田市上吉田九千五百七十二番地二号

ページ	段	行	詐	正

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番